仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会 地域密着型サービス運営委員会 (第7期計画期間 第4回会議) 議事録

日時:平成31年3月20日(水)18:00~

場所:市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、草刈拓委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、 田口美之委員、土井勝幸委員、渡邉純一委員長職務代理者(以下「委員長代理」) 以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家健康福祉局保険高齢部長、中村介護保険課長、藤井介護事業支援課長、

石川介護保険課管理係長、髙橋介護事業支援課指定係長、阿部介護事業支援課施設指導係長、佐藤介護事業支援課居宅サービス指導係長

く議事要旨>

1. 開会

報告(1)~(5)については公開、議事(1)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密 着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)及び地域密着型特別養護老人ホーム 事前協議事業者の選定結果について(資料 2)
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

事務局から説明

渡邉委員長代理:今の報告について、質問や意見はあるか。

木村委員:資料3に関して、自生苑が地域密着型から広域型に変更するということだが、 入居者が不利益になるようなことはないのか。

髙橋係長:自生苑については、特別養護老人ホームの中に、50名分の多床室と20名分のユニット型がある70名定員の施設であるが、開所時は、一部ユニット型の特別養護老人ホームとして運営していた。

国の基準が平成23年に改正され、50名分の多床室と、20名分のユニット

型居室で別々の事業所指定を行うこととなり、定員が29名以下となる、ユニット型個室については、地域密着型特別養護老人ホームの指定を受けていた。今回、自生苑で運営していたショートステイ用のユニット型居室10床について、特別養護老人ホームへの転換を行ったことで、特別養護老人ホーム内のユニット型居室の定員が30名となったため、広域型の特別養護老人ホームの指定を行うことになる。

現在入居されている方については、引き続き広域型特別養護老人ホームをご利 用いただくことになります。

自生苑では、近くに別のサテライト型の地域密着型特別養護老人ホームを運営しており、運営推進会議や地域との関わりなど、地域密着型サービスの特性につきましては、サテライト型の施設を通じて、広域型の施設にもフィードバックしていくと事業者から伺っている。

- 郷家部長:端的に言うと、これまで20名の個室形式の居室を30名に増床したので制度 上広域型に変わったものである。入居者については、そのまま入居いただける ので影響はないものである。
- 木村委員:地域密着型サービスは中学校区毎に整備されているが、今回、自生苑が広域型に転換することで、地域密着型サービスが減ることになる。地域の方にとっては、入居がしやすいなどのメリットがあると思うが、地域密着型の数が減った際には補填されるものなのか。
- 髙橋係長:地域密着型特別養護老人ホームについては、中学校区に1か所として整備を進めている。自生苑のある大沢中学校区には、同法人がサテライトで運営している別の地域密着型特別養護老人ホームがあるので、今回、指定上は地域密着型の特別養護老人ホームの数は減少するが、この地域の地域密着型施設は既に整備されているところである。
- 木村委員:地域密着型特別養護老人ホームは地域に1か所ということだが、なぜ、自生苑に関しては地域密着型を認めたのか。
- 髙橋係長:自生苑に関しては、もともと広域型の特別養護老人ホームという位置づけで運営がなされており、国の制度改正により、ユニット型個室に対する指定としては地域密着型として取り扱っているもので、入居されている方は、広域型の中にあるユニット型を選択し利用されているものと考えており、地域密着型特別養護老人ホームとしては、サテライトの施設がその役割を担っていると考えている。
- 小坂委員:資料1の定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、事前申出がないという ことだが、ニーズ動向はどのようになっているのか。
- 藤井課長:定期巡回については、ニーズ把握が難しい状況にある。申出がない理由としては、応募できる空白圏域が広陵中学校区のみで、広陵中学校区をカバーしないと新規の申込ができない募集となっている。状況などを見据えて募集の方法について考えていきたい。

田口委員:資料2に関連して、前回の委員会の中で、広域型特別養護老人ホームと地域密 着型特別養護老人ホームとの合築に関する議論もあったが、選定委員会におい て、地域密着型が選定されなかったのはどのような理由か。

藤井課長:今回の特別養護老人ホームの公募については、広域型で180床程度、地域密着型で29床程度、合わせて209床程度として募集を行った。実際に応募があったのが、広域型で2計画、地域密着型で1計画あり、広域型2計画が選定され、募集数を上回ったため、地域密着型については不採択となったものであり、地域密着型が要件を満たしていなかったという理由ではない。

田口委員:厚生労働省の見解を尋ねたようだが、結果はどうだったのか。

郷家部長:厚生労働省からは、まだ見解をいただけていないので、回答がありしだい密着 委員会の中でご報告させていただく。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料 6)(参考資料 6) 事務局から説明

渡邉委員長代理:今の説明について、質問や意見はあるか。

木村委員:現在休止中で再開が見込めない事業所があるが、その事業所も更新するのか。

藤井課長:現在のままでは、更新は見込めないので、失効することとなる。

木村委員:休止中の事業所について、事業所としての実態はないのに整備数としては計上 されていることは問題ではないのか。

髙橋係長:本市の整備数としては、休止も含めて計上しているが、実際の利用数としては 利用状況のデータを活用しているので、そのデータからは除かれている。 また、地域密着型の通所介護については、本市として量的な規制を導入してい るサービスではないので、休止していることで、新たな事業所参入や利用者へ の影響はないところである。

木村委員:そういうことであれば更新対象から除いてもよいのではないか。

髙橋係長:指定更新期限が6月15日であるので、更新期限までに更新の申請がなされなければ失効となるが、6月まで期間があるので、仮に事業者から期限前に更新の申請がなされ、人員など必要な基準を満たしていれば更新する可能性があるため、更新の対象事業者としてはお諮りさせていただいた。今後、更新申請がなされなければ、更新期限を持って失効となり、本市の整備数からも除かれることとなる。

斉藤委員:資料6の改善指示事項について、地域密着型通所介護計画に位置付けず屋外サ ービスを提供していたとは具体的にどのようなことか。

佐藤係長:通所介護も含め居宅サービス事業所におけるサービスは全てケアプランに位置付けられていなければならないものとされている。通所介護事業所において、例えば公園を利用して機能訓練を行うといったサービスの提供も可能になっているが、その場合においても、個別計画である、通所介護計画に位置付けるよう指導している。

斉藤委員:改善済みであることの確認について、例えば、生活相談員が1人のみの配置で、 当該生活相談員が休暇の際には、生活相談員が不在となる状況であったとの記載があるが、この場合の改善とは増員されたということなのか。

佐藤係長:そのとおりである。

斉藤委員:実際に増員を確認したのはいつになるのか。

佐藤係長:10月18日に実施指導を実施し、その1か月後くらいに、文書により改善指示事項の内容を指摘している。文書指摘に対する改善について概ね1か月後に回答をもらうこととしており、年末頃に回答がなされ、生活相談員が増員されていることを確認したものである。

斉藤委員: 定期的な避難訓練が実施されていなかったというものに対する改善とはどのようなものか。

佐藤係長:実施計画及び実施状況に関する報告書が提出されたものである。

斉藤委員:居宅サービス計画に位置付けられていない入浴サービスを提供していたとはど ういうことか。

佐藤係長:ケアプランの中では、入浴介助については必要ないとされていたものを、この 事業所においては、入浴サービスを提供していたので、入浴サービスが必要な 方であれば、ケアマネに報告した上でケアプランの変更を行い、事業所の計画 を作り直すよう指示をしたものである。

斉藤委員:休止中の事業所について、平成25年6月に指定を受け、その後11月に休止 した事業所に対して、更新の期限を待つしかないのか。

髙橋係長:事業所に対して廃止届の提出も含め、意向確認を行ってきた。事業所からは更 新の意向はないという話はもらっているが、事業者からの自主的な廃止届の提 出がなされていないため、更新期限の到来を待って失効ということとなる。

木村委員:実地指導の年月日が古いものがあるが、本来であれば、改善がなされた直後の 委員会で報告されるものではないのか。

藤井課長:今回、実施指導の状況について報告しているのは、指定更新にあたって、支障がないかの確認のために、指定更新の対象となっている事業所の指導の状況について問題がなかったところも含めて、指定更新のタイミングで報告しているものである。

4. その他

渡邉委員長代理:その他、委員から質問や意見はあるか。

木村委員:通所介護事業所の指定にあたっては書面のみの審査となるのか。

髙橋係長:新規指定にあたっては、実際に現地調査を行い、必要な設備が整っているのか 確認した上で指定している。

斉藤委員:中山福祉会の保育施設において、従業員が大量に入れ替わっているという報道 があり心配だが、高齢者福祉施設の経営は行っているのか情報はあるか。

藤井課長:介護保険事業の実績はないと伺っている。

土井委員:小坂委員より質問のあった、定期巡回のニーズについて、私の法人でも仙台で

第1号の事業所を運営している。24時間の運営体制の中で、当初は認知症軽度の方の利用が多く、呼び出しも多く大変な状況にあった。それから3、4年経過し、現在は、医療的な管理を要する方々の依頼が増えてきており、地域の方に知っていただくまでは大変だが、知っていただければ重度の方の依頼が増えてくるという実態がある。定期巡回は訪問介護と訪問看護の複合事業であるが、訪問看護の機能を強化しないと対応できないということが運営している中での実態である。

田口委員:報告事項の資料3について地域密着型通所介護で指定後7か月で廃止している が定員は何名だったのか。

髙橋係長:定員は10名である。当初は5名の利用者からはじめ、利用者増員を計画していたが、担当のケアマネの諸事情により、利用者獲得が難しくなり、訪問介護の職員も辞めてしまうなど、事業者の存続自体が難しい状況にあるということで事業の継続はあきらめられたと伺っている。

田口委員:前回の委員会で地域密着型通所介護事業所の実態についてご説明をいただいたが、10名の定員の事業所が廃止になる頻度が高いと感じる。政令市の中で2 都市制限を行っているとのことだったが、山形の酒田市でも地域密着型の通所介護を認めていないので、小さい都市では制約しているのかも知れない。

小坂委員:定期巡回については、昔から民生委員やヤクルト配達員などによる地域見守りがあり、私たち医療職でも訪問を行っており、また、規模の大きい事業所でも 広域的に担当されている中で、実際のニーズが見えないところがあり質問をさせていただいたので情報をいただけてありがたい。

草刈委員:定期巡回の実際に利用されている数は把握しているのか。

藤井課長:事業者に対して利用状況の調査を実施しているので、まとまり次第、委員会の中でご報告させていただく。

エリアについて、サ高住などへの併設事業所においては、サ高住の住民のみに サービスを提供しているところもあり、本市しては、地域へのサービスの提供 割合を半数以上にしてほしいとお願いしているが、そうなっていない事業所も いくつかある。

田口委員:事業者団体においては、特定事業所集中減算は止めてほしいといっている。 点々とサービスを提供しても採算が取れない。

> 施設を整備することと比較し、サ高住を整備し定期巡回のサービスを導入した ほうがコストは抑えられる。減算されると採算がとりづらくなるので、採算が とれる状態にして、地域へのサービス提供を行う形にすることが望ましいと思 われる。

板橋委員:定期巡回について、本来の対象者に定着するまで時間がかかるという話があったが、例えば一人暮らしで、夕方から幻覚や幻視が見えて、色々なところに電話するので、ご近所の方や関係する民生委員が困っているという話も聞いたことがある。自宅で生活はできるが、時間帯によっては不安定になる方に対して

は、なかなか適当なサービスがない状況において、本来ならば、小規模多機能型居宅介護が担当していくところだと思うが、資料3にある、ウインズの森やまとサロンでは1年6か月で閉鎖しているが、それは営業不振が原因なのか。

佐藤係長:この事業所に関しては、建物が東日本大震災により被災し、再建した建物で運営していたが、震災による影響や職員確保も難しい状況が続き休止になったという事情がある。

藤井課長:小規模多機能と看護小規模多機能について、運営が安定しないというような状況もうかがっており、今年度の新規事業として事業者との勉強会を年度末に開催した。その中で様々な課題について一緒に考えていきたい。

渡邉委員長代理:最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会